



平成 26 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ア ル メ デ ィ オ
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 高 橋 靖 (コード番号 7859 東証第二部)
問 合 せ 先	取 締 役 企 画 ・ 総 務 ・ 経 理 担 当 井 野 博 之
電 話 番 号	0 4 2 - 3 9 7 - 1 7 8 0 (代 表)

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て） に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社を除く全ての株主を対象としたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本件」といい、本件における資金調達方法を、「本資金調達方法」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ライツ・オファリング（ノンコミットメント型）とは、下記「2. ライツ・オファリングの内容」に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対し無償で割り当て、その行使に応じて資金を調達する手法です。また、本新株予約権自体が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場される予定であることから、本新株予約権の行使を希望しない株主の方には、本新株予約権を市場等で売却する機会が与えられることとなります。一方で、期日までに何れの手続きも実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、その行使又は売却の何れも行えなくなります。

本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、(i) 本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、又は(ii) 本新株予約権を売却して売却代金を得るかの何れかを選択していただきたいと考えております。当社株主の皆様におかれましては、本書面、本新株予約権に係る有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（URL:<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）、及び本日付で公表いたしました「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」（URL:http://www.almedio.co.jp/ir_ro）等をご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本日現在、当社普通株式の時価総額は 10 億円未満であることから、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触する可能性がある状況でございます。詳細につきましては、下記「11. 上場廃止基準の抵触の可能性について」をご参照ください。

1. 本件の目的等

(1) 本件の目的

当社は、平成 26 年 4 月 30 日付で公表いたしました「再成長計画 (ReGrowth 2014) の実施について」にてお知らせいたしましたとおり、平成 25 年 5 月 15 日付で公表しました「経営再建計画 (ALM2013)」を事業環境の変化を踏まえた数値計画の見直しを図るとともに、事業の集中と選択を図ることで、平成 27 年 3 月期(第 35 期)の黒字化実現と当社の再成長に向けた平成 27 年 3 月期(第 35 期)から平成 29 年 3 月期(第 37 期)にかけての中期経営計画(以下「再成長計画 (ReGrowth 2014)」といいます。)を策定しております。再成長計画 (ReGrowth 2014) では、(i) 事業ポートフォリオを見直し、今後の成長が見込まれる断熱材事業、アーカイブ事業への積極投資による売上拡大の実現、(ii) 全社固定費構造のスリム化による安定的な収益性の確保、(iii) 本件による財務基盤の確保、長期的な成長が期待できる領域への投資を再成長の柱と位置付けております。

当社は、再成長計画 (ReGrowth 2014) において、新規事業についてはアーカイブ事業に集中することとしました。当社は、テストメディア事業等のディスク事業を創業以来の基幹事業として展開することで光ディスクに関連する技術と経験を蓄積してまいりました。光ディスクに関しては、記録データを長期保存するための媒体として再評価されるとともに、増え続けるデジタル化された情報をハードディスクで保管するためには稼働電力を確保するため電力供給が増加する等の経済面・環境面からも課題があり、光ディスクによる記録データの長期保存への見直しが進んでいます。このような状況下において、当社は、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(以下「J I I M A」といいます。)のアーカイブ委員会光ディスクワーキンググループにおいて基準ディスク(※)分野における唯一の委員を務める等、アーカイブ分野に積極的に関与するとともに、技術・経験の蓄積を背景に、アーカイブ分野の市場創生をビジネスチャンスと捉えて事業を推進していく所存です。かかる事業は、大手電機メーカー等との提携を軸として、今後需要が高まるアーカイブ分野で長期保存用ドライブと長期保存用ディスクの供給を起点に、データ保管関連のサービス領域へと事業展開の拡大を図ることを計画しております。また、このアーカイブ事業の展開を加速するため、当社に不足する技術や販路の機能強化を目的とする M & A や業務提携等も進めていく予定です。その一環として、平成 26 年 3 月 19 日付で公表したプレスリリース「ストレージデバイス事業の事業譲渡についての交渉開始に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、ティアック株式会社(所在地:東京都多摩市落合一丁目 47 番地、代表者:代表取締役社長 英裕治、コード番号 6803 東証第一部、以下「ティアック社」といいます。)との間で、同社が保有するストレージデバイス事業(以下「SD 事業」といいます。)を当社に譲渡(以下「本件事業譲渡」といいます。)する交渉を開始することで合意しております。本件は、アーカイブ事業への投資(本件事業譲渡を含みます。)に必要な資金の調達を目的としております。なお、具体的な資金の用途等につきましては、下記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等」をご参照ください。

(※) 光ディスクに関してはコンピューター関連機器や A V 機器の国際的互換性を維持するための品質規格が制定されており、基準ディスクは、当該規格の基準に正しく適合しているか判断するために使用されます。具体的には、CD、DVD、Blu-ray Disc ドライブやプレーヤーの光学性能の測定、駆動部分の動作試験や調整等に使用されます。

(2) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達方法の決定に際し、当社の財務状況、当社株式の株価推移及び流動性、既存株主の皆様に対する影響、資金調達の確実性という観点から、本資金調達方法と他の資金調達方法について慎重に比較検討を行いました。その結果、本資金調達方法は、既存株主の皆様に対する希薄化の影響に配慮しつつ、当社が必要とする事業用資金を調達できることから、現時点の当社において最良の資金調達方法と考えられるものとして選択いたしました。

なお、以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

① その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関からの借入れ

当社は、金融機関に対し常日頃より当社グループの業績・財務状況について適宜ご説明しており、当社グループの現状についてご理解いただくとともに、引き続き良好な関係を維持しておりますが、本件につきましては、資金調達の目的が今後の再成長の柱と位置付けている新規事業のアーカイブ事業への投資であるため、投下資本の回収期間が比較的長期かつ不確定であることから、現時点においては、基本的に短期間での返済かつ投下資本の回収時期と借入返済時期を一定程度一致させることが要求される金融機関からの借入れではなく、資本市場からの調達が望ましいと考えております。

一方で、本件による資金調達の金額次第では、不足するアーカイブ事業への投資資金の一部を金融機関からの借入れで賄う必要があると考えておりますが、上述したとおり、金融機関との関係は引き続き良好であることから、アーカイブ事業への投資資金の一部であれば金融機関からの長期性の借入れで調達することは可能であると考えております。

B. 公募増資

公募増資は当社の株式流動性や時価総額がより高い水準に至った際には有力な資金調達手段となり得る可能性があるため、当該資金調達方法についても検討を行いました。現在の当社の株式流動性（平成25年12月31日現在の発行済株式総数5,225,000株に対し、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日を基準とした、東京証券取引所における当社普通株式の1日当たり出来高は直近1ヶ月平均16,700株、直近3ヶ月平均139,500株、直近6ヶ月平均87,700株）や時価総額（本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日の東京証券取引所における当社普通株式終値171円に発行済株式数5,225,000株を乗じて算出した893百万円）を理由とした、引受証券会社が負うリスクや当該引受証券会社が求める収益性の観点から、増資を引受ける証券会社を見つけることが困難であること等を鑑みますと、現時点においては、資金調達方法の候補からは除外せざるを得ないと判断しております。

C. 第三者割当増資

第三者割当増資は、(i) 割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、(ii) 本件において調達を予定する資金の額（詳細は、下記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等」をご参照ください。）及び当社の時価総額（本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日の東京証券取引所における当社普通株式終値171円に発行済株式数5,225,000株を乗じて算出した893百万円）に鑑みると、当社株式の希薄化

率は約59%となり、既存株主の皆様がの株式価値希薄化の影響が懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て、又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であることから、既存株主の皆様がの利益及び株式価値の希薄化による影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

また、募集株式の株主割当ては、既存株主の皆様がの保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、既存株主の皆様がに付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない既存株主の皆様がにとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、上記同様に、望ましい方法ではないと考えております。

E. ライツ・オファリング（コミットメント型）

コミットメント型ライツ・オファリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オファリングのスキームの一形態）は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができるという利点があります。当社は、いわゆるライツ・オファリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、証券会社との間でコミットメント型ライツ・オファリングの実現可能性について協議を行い、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。が、上述の公募増資と同様に、現在の当社の株式流動性や時価総額等を鑑みると、その実施は相当に困難であると判断し、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、今回の資金調達においては、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

② 本資金調達方法（ライツ・オファリング（ノンコミットメント型））のメリット及びデメリット

上記「（１）本件の目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オファリング（ノンコミットメント型）の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するに当たって最良の方法であると考えております。

（メリット）

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるということがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様がに広くご理解いただくとともに、かかる特長により、当社以外の全ての既存株主の皆様がにとって平等な投資機会を提供することが

可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値の希薄化による影響の極小化

当社以外の全ての既存株主の皆様には、その保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、既存株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場等で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「① その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当増資」に記載のとおり、第三者割当増資による資金調達においては、既存株主の皆様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場されることから、当社の事業をご支援いただける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することが可能です。これにより、市場等を通じて本新株予約権を取得し、それを行使することで株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主の皆様が当社株式を市場等でお取引できる機会が増加するものと考えております。

(デメリット)

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場等を通じて取得した株主様若しくは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点、株主の皆様につきましては、本書面、本新株予約権に係る有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）、及び本日付で公表いたしました「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」（URL：http://www.almedio.co.jp/ir_ro）等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただきたく存じます。

B. 新株予約権の売却の不確実性

本資金調達方法においては、全株主を対象として、その保有株式数に応じて平等に新株予約権の割り当てを行うという特性から、新株予約権の行使価額は、その目的となる株式の市場価格と比して、大きくディスカウントされることが通例となっております。このため、本資金調達方法を実施した場合、希薄化の影響により株価が下落するリスクがあります。かかる株価の下

落による株式価値の希薄化については、一般的に、新たに全株主に対して割り当てられることとなる新株予約権の行使又は売却によって、その全部又は一部を補えるという整理がなされておりますが、本新株予約権の売却に際しては、流動性の不足や株式市場の影響等の様々な要因によって望ましい価格での売却が必ずしも実現できないリスクがあります。但し、当社といたしましては、資金調達額を必要最低限の額に止め、かつ、新株予約権の行使価額の株価に対するディスカウント率を可能な限り抑えることによって、新株予約権の価格変動に関するリスクを低減させることが可能であると判断しております。また、当社は、当社の株価が本新株予約権の市場価格と行使価額の合計額より大きいときは、市場で本新株予約権を購入して行使することにより裁定取引が可能となることから新たな投資家の参入もあり、当社の株式流動性が変化することが期待できると考えております。

以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆様に対するライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、既存株主の皆様のご利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

2. ライツ・オファリングの内容

(1) 無償割当の方法

平成 26 年 5 月 13 日（火）を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して、その保有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合で、株式会社アルメディオ第 2 回新株予約権を、新株予約権無償割当て（会社法第 277 条）の方法により割り当てます。

(2) 新株予約権の内容等

① 新株予約権の名称	株式会社アルメディオ 第 2 回新株予約権
② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権 1 個当たり、当社普通株式 1 株 ※ 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
③ 新株予約権の総数	4,769,630 個 ※ 株主確定日における当社発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式（以下「自己株式」といいます。）の数を控除した数とします。上記の数は、平成 26 年 4 月 30 日現在の当社発行済株式総数（自己株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	1 個（1 株）につき 110 円
⑤ 新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。

	<p>ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ)記載の資本金等増加限度額から上記イ)記載の増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
⑥ 新株予約権の権利行使期間	<p>平成26年6月19日(木)から 平成26年7月11日(金)まで(予定)</p>
⑦ 新株予約権の株主様の行使条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできないものとします。</p>
⑧ 新株予約権の当社の取得事由	<p>本新株予約権には、取得条項は付されていません。</p>
⑨ 新株予約権の行使請求の方法	<p>イ) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。</p> <p>ロ) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p> <p>ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。</p>
⑩ 外国居住株主による本新株予約権の行使について	<p>本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主様は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日(ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。)の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ、当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関(機構加入者)から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主様宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされません。</p>
⑪ その他投資判断上重要又は必要な事項	<p>イ) 当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付いたします(自己株式による交付は予定しておりません)。</p> <p>ロ) 本書面及び平成26年4月30日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(URL:http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において本新株予約権についての投資判断を行う必要があります(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません)。</p>

	ハ) 上記各項につきましては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
--	--

※ 各株主様における本件手続きの詳細は、本日付で公表いたしました「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型 / 上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」（URL:http://www.almedio.co.jp/ir_ro）をご参照ください。

3. ライツ・オファリングの日程（予定）

日程	内容
平成26年4月30日（水）	取締役会決議 有価証券届出書提出 総株主通知請求
平成26年5月9日（金）	有価証券届出書による届出の効力発生日
平成26年5月13日（火）	株主確定日 ※本新株予約権の割当て対象とする株主確定日
平成26年5月14日（水）	本新株予約権無償割当ての効力発生日 本新株予約権上場日（東京証券取引所より後日発表）
平成26年6月2日（月）	本新株予約権の株主割当て通知書の送付日
平成26年6月19日（木）から 平成26年7月11日（金）まで	本新株予約権行使期間 ※本新株予約権の権利行使に係る受付期間は証券会社ごとに異なる場合があります。
平成26年7月4日（金）	本新株予約権の市場での売買最終日 ※売買注文の受付最終日は証券会社ごとに異なる場合があります。
平成26年7月7日（月）	本新株予約権上場廃止日（東京証券取引所より後日発表）

4. 調達する資金の額及び資金の用途等

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

本件による資金調達額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年4月30日現在の当社発行済株式総数（自己株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。本新株予約権を割り当てられた既存株主様又は市場等を通じて本新株予約権を取得した投資家様の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数のうち、行使された本新株予約権の割合（以下「行使比率」といいます。）が100%（本新株予約権の総数4,769,630個が全て行使された場合）と仮定した場合の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
524,659,300	32,000,000	492,659,300

(注) 1. 発行諸費用は、フィナンシャル・アドバイザー（三田証券株式会社）への業務委託報酬16,500,000円、その他諸費用（弁護士報酬、株式事務代行費用、各口座管理機関への事務手数料、登記費用等）15,500,000円からなります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権の全部又は一部について行使が行われな
ない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたし
ます。最終的な調達金額及び資金用途につきましては後日改めて開示いたします。

(2) 調達資金の用途

本新株予約権の総数4,769,630個のうち、4,292,667個が行使され、行使比率が90.0%となったと仮定した場合において、払込金額の総額が約472百万円、発行諸費用の概算額が約30百万円、差引手取概算額が約442百万円となった場合における手取金の用途等について記載しております。なお、最終的な調達金額及び資金用途につきましては後日改めて開示いたします。

具体的な用途	支出予定金額	支出予定時期
アーカイブ事業投資資金	442百万円	平成26年7月～平成29年3月
① 運転資金	(315百万円)	
a) 固定費	(149百万円)	平成26年7月～平成29年3月
b) 材料費	(62百万円)	平成26年7月～平成27年3月
c) 運転資本	(24百万円)	平成26年7月～平成27年3月
d) 設備投資	(80百万円)	平成27年4月～平成28年3月
② M&A資金	(127百万円)	平成26年7月～平成29年3月
合計	442百万円	—

- (注)
1. 行使比率が90.0%に達しない場合には、A. 固定費、B. 材料費、C. 運転資本、D. 設備投資、E. M&A資金の順に優先的に充当してまいります。なお、当該行使比率に満たない資金については、銀行借入れにより調達した資金や自己資金の一部を充当する予定です。
 2. 行使比率が90%を超過した場合には、当該超過分に相当する調達金額の全てについて上記②のM&A資金に充当する予定です。
 3. 固定費は、人件費、賃借料、外部委託費、広告宣伝費等に係る費用です。具体的には、平成26年7月から平成29年3月までの間、固定的に発生する人件費91百万円、賃借料24百万円、外部委託費15百万円、広告宣伝費7百万円、その他12百万円です。
 4. 材料費は、長期保存用光ディスク及び専用ドライブ等のアーカイブ製品の仕入れ等に係る費用です。具体的には、平成27年3月期の材料費である光ディスクドライブ43百万円及び光ディスク等19百万円です。
 5. 運転資本は、売上債権及び棚卸資産の増加に伴う運転資金の補填です。具体的には、平成27年3月期の運転資本である売上債権9百万円及び棚卸資産15百万円の増加に伴う運転資金の補填を予定しております。
 6. 設備投資は、アーカイブセンター内におけるアーカイブ業務の設備（マイクロフィルム設備やデータ閲覧システム）の導入費用です。具体的には、平成28年3月期において、マイクロフィルム設備40百万円、データ閲覧システム40百万円の設備投資を予定しています。
 7. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理

することとしております。

当社は、これまで培ってきた光ディスクに係る技術ノウハウを最大限に活かすことで、アーカイブ事業を次の成長の柱に育てていく計画であります。現在、J I I M Aによるアーカイブ関連のJ I S規格の設定作業が進行中であり、当該規格の設定後はアーカイブに関連する大きなビジネスチャンスが創生される可能性があることから、当社は、アーカイブ事業について今後需要の高まりが期待できるものと見込んでおります。

アーカイブ（デジタルアーカイブ）とは、公文書、法定保存文書、契約書、技術文書等の重要な情報をデジタル化し、長期に亘って保存及び利用するための仕組みであり、デジタル化された情報を記録する媒体には、ハードディスク、フラッシュメモリ、マイクロフィルム等様々ありますが、長期保存には媒体の寿命やコスト面で光ディスク（CD、DVD、Blu-ray Disc）が適しているとされています。当社のアーカイブ事業は、当該長期保存用光ディスク及び専用ドライブ等を主に販売する「アーカイブ製品の販売」、情報のデジタル化やデータ保存、保管に至るまでの一連の業務を支援する「アーカイブソリューションサービス」を行います。

当社は、当該アーカイブ事業を再成長の柱と位置付けており、平成26年4月1日付で公表したプレスリリース「組織変更及び役員の異動並びに人事異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、今後の当該アーカイブ事業の展開を加速するため、平成26年4月1日に「アーカイブ事業部」を新設し、「アーカイブ営業部」及び「アーカイブ技術部」をもって編成することといたしました。本日現在の人員数は、アーカイブ営業部が3名、アーカイブ技術部が1名となっております。なお、アーカイブ事業部の現在の主要な販売先の業種は、官公庁、博物館、建設業、映像業、音楽業、医療機関等であり、その中でも、今後は設計図データが多量にある建設業界や情報量が莫大な映像業界（制作会社等）への営業を強化していくことを検討しております。

また、直近3期のセグメント業績（売上高及び限界利益）は、以下のとおりです。

	平成24年3月期 (実績)	平成25年3月期 (実績)	平成26年3月期 (見込み)
売上高	—	7百万円	10百万円
限界利益	—	2百万円	4百万円

① アーカイブ事業に係る運転資金について

現在、当社のアーカイブ事業は、長期保存用光ディスク及び専用ドライブ等を販売する「アーカイブ製品の販売」が中心となっておりますが、上記の直近3期のセグメント業績のとおりに、事業規模としては比較的小さい状況にあります。そこで当社は、アーカイブ事業を再成長の柱と位置付け、本件により調達した資金を活用し平成26年7月より本格的に注力していくことで、業容の拡大を図っていく所存です。具体的には、売上を中心であった長期保存用光ディスク及び専用ドライブ等を販売する「アーカイブ製品の販売」については、大手電機メーカーとの代理店契約の締結によって売上の大幅な拡大を見込んでおります。また、情報のデジタル化やデータ保存、保管に至るまでの一連の業務を支援する「アーカイブソリューションサービス」については、平成27年3月期は事業ノウハウの蓄積を行い、平成28年3月期には受託業務及びデータ保管の拠点となるアーカイブセンターを整備する予定です。当該アーカイブソリューションサービスを展開する上では、情報の盗難、漏えい、改ざん、消去

等を未然に防ぐよう保存・管理される機密性に加え、必要に応じて情報にアクセスする検索性、アクセスした情報を直ちに表示又は出力する見読性が必要となり、これらの要件を満たす施設を、外部倉庫を賃借した上で、必要な設備を自社で導入しアーカイブ施設として保有することは、お客様からの信頼性の向上、ひいてはアーカイブ事業の拡大に繋がるものと考えております。なお、アーカイブセンターは、機密性、保存環境等を考慮した外部倉庫を賃借することを予定しています。

具体的な資金使途としては、平成26年7月より本格的に活動するための運転資金として、平成29年3月までの間、固定的に発生する人件費91百万円、賃借料24百万円、外部委託費15百万円、広告宣伝費7百万円、その他12百万円の固定費の他、平成27年3月期の材料費である光ディスクドライブ43百万円及び光ディスク等19百万円の仕入れ、同じく平成27年3月期の運転資本である売上債権9百万円及び棚卸資産15百万円の増加に伴う運転資金の補填を予定しています。なお、売上動向によって左右される平成27年4月以降の材料費及び運転資本については、自己資金又は金融機関からの借入れによって賄う予定です。また、アーカイブセンターの整備に伴い、平成28年3月期においてマイクロフィルム設備40百万円、データ閲覧システム40百万円の設備投資を予定しています。

なお、当社は、再成長計画（ReGrowth 2014）において、当該アーカイブ事業における平成29年3月末までの必要資金総額（材料費を含みます。）は約10.2億円を予定しておりますが、当該アーカイブ事業が計画通り展開できれば、かかる事業から生み出されるキャッシュ・フローを材料費等の運転資金に活用することが可能となるため、本件による資金調達額で足りると考えております。

② アーカイブ事業に係るM&A資金について

当社は、事業展開を加速するため、自社に不足する技術や販路の機能強化を目的とするM&Aや業務提携も行っていく予定です。なお、ティアック社が保有するSD事業は、光ディスク（CD、DVD、Blu-ray Disc）の再生や記録を行うドライブ製品の設計・製造委託・カスタマイズ・販売を行う事業であり、現在交渉を進めている本件事業譲渡は、上記の光ディスクドライブの技術ノウハウ及び新たな販路の獲得を狙ったものとなります。

光ディスクを活用したアーカイブには、記録データを長期保存するための高品位な光ディスクと当該ディスク向けに最適化されたファームウェアを搭載したドライブが必要となります。当社は、J I I MAのアーカイブ委員会光ディスクワーキンググループにおいて基準ディスク分野における唯一の委員を務める等、光ディスクの基準ディスクに関するノウハウを有しております。そのため、ティアック社が保有するSD事業の光ディスクドライブ等のハードウェア及びファームウェアに関する技術と当社が有する光ディスクの基準ディスクに関するノウハウとを組み合わせることにより、高品質でより顧客ニーズに適合したアーカイブ製品及びサービスの提供が可能になると考えております。

また、本件事業譲渡におけるSD事業に関わる人員数は20名であり、光ディスクドライブに関する豊富な知識の他に、顧客サポートのノウハウ、また北米を中心とする海外取引のノウハウ及び海外取引先との良好な関係を有していることから、アーカイブ事業の成長を加速させ得るものと期待しております。

本件により調達する資金のうち127百万円は、本件事業譲渡における譲渡代金の支払いに充当する予定です。但し、本件事業譲渡は現在交渉中であり、譲渡代金の額は未確定であります。そのため、資金が不足する場合には、自己資金又は金融機関からの借入れによって補填し、資金が余剰となる場合及び本件事業譲渡が成立しなかった場合は、他のアーカイブ事業に係るM&A案件に充当する予定です。但し、他のアーカイブ事業に係るM&Aが実現しなかった場合には、自社に不足する技術や販路

の機能強化を再成長計画（ReGrowth 2014）に則り自前で実現するための投資及び運転資金に充当する予定です。なお、本件事業譲渡は、平成 26 年 5 月を目処に交渉中であり、未決定事項については、決定次第速やかに開示いたします。

③ 自己資金の活用方法について

当社は、平成 26 年 3 月 31 日現在、自己資金として約 11.6 億円の現預金を保有しております。当該資金は、再成長計画（ReGrowth 2014）において予定している早期希望退職者の募集費用（現預金支出 225 百万円程度）に活用する他、既存事業の運転資金及び投資資金に活用していく予定です。特に、今後大きな成長を見込んでいる断熱材事業につきましては、中国において業績の変動が大きいこと、国内において築炉領域への進出により運転資本の回転期間が長くなること等を勘案し、運転資金として 6 億円程度を保有しておく必要があると考えております。また、断熱材事業において、築炉企業や炉修企業、断熱材メーカー等を対象とした M&A や資本業務提携を視野に入れており、自己資金の残金については、当該投資資金として活用していくことを予定しております。

今後の再成長計画の柱と位置付けているアーカイブ事業への投資は、回収期間が比較的長期かつ不確定であり、当該投資資金の全額を自己資金又は借入に依存するよりは、株主の皆様からの支援を得た成長資金を活用して事業を展開し、その果実を株主の皆様とともに得て企業価値を向上させていきたいと考えております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本件により調達した資金につきましては、上記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」に記載したとおり、今後の再成長の柱と位置付けているアーカイブ事業への投資資金に充当することを予定しております。新規事業であるアーカイブ事業は、上述したとおり、創業以来の基幹事業であるディスク事業で培った光ディスク関連技術やブランド力等を活用できる事業であり、大手電機メーカー製の長期保存用ドライブと長期保存用ディスクの供給を起点に、データ保管関連の受託サービスの領域へと事業展開の拡大を図り、今後の成長基盤を確立することによって収益性を高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。従いまして、かかる資金使途は合理的であり、本件は株主の皆様への利益に資するものと考えております。

なお、当該アーカイブ事業は、本件により調達した資金のアーカイブ事業への投資によって業容の拡大を図り、平成 27 年 3 月期に黒字化を見込み、平成 29 年 3 月期までに当該投下資本を回収できる予定です。

6. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の 1 個当たりの交付株数及び行使価額の決定に際しては、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、株式価値の希薄化による影響、新株予約権の売却の不確実性、事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様による本新株予約権の行使を促すよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）の観点から検討いたしました。その結果、割当数は、当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個を割り当てることとし、本新株予約権 1 個の行使により当社普通株式 1 株が交付され、また、行使価額は、1 株当たり 110 円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当

社普通株式の株価終値（171円）の64.3%）に決定いたしました。

なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は178円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は178円及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値は182円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額110円は各々当該平均値の61.8%、61.8%、60.4%の水準となります。

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額は、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、株式価値の希薄化による影響、新株予約権の売却の不確実性、事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性を踏まえて適切と考えて決定したものであり、本件により調達した資金を基に再成長計画（ReGrowth 2014）を着実に遂行し今後の成長基盤を確立することによって企業価値上昇の恩恵を既存株主の皆様にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、合理的であると判断しております。

7. 業績に与える影響

現在のところ、平成26年3月期の通期連結業績予想につきましては、本日付で公表いたしました「固定資産の減損損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」とおりです。今後本新株予約権の行使がなされ、調達資金の用途に従い業務を遂行することにより当社の業績又は再成長計画（ReGrowth 2014）への影響が確定した場合又は生じた場合は、速やかに開示いたします。

8. 潜在株式による希薄化情報等

本日時点における当社の発行済株式数は5,225,000株であり、そのうち自己株式数は455,370株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は4,769,630株であります。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は91.3%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成26年5月13日（火）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成26年6月5日（木）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が保有する普通株式に係る株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、当該株式価値について希薄化が生じる可能性があり、また、市場等で本新株予約権の売却を行わなかった場合、当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

発行済株式総数及び潜在株式数の状況（平成26年4月30日現在）

	株式数	発行済株式総数 に対する比率
発行済株式総数	5,225,000株	100.0%

現時点における潜在株式数	453,000株	8.7%
現時点における自己株式数	455,370株	8.7%
本新株予約権に係る潜在株式数（見込み数）	4,769,630株	91.3%

※ 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使の全部又は一部が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

9. 上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向について

当社の上位株主でもある代表取締役社長高橋靖氏及び同代表取締役副社長飯沼芳夫氏の本新株予約権の権利行使等の予定については、同氏らから、本新株予約権無償割当てにより同氏らが保有することとなる本新株予約権の大部分を行使する意向がある旨の説明を受けております。しかしながら、かかる行使に要する資金の調達方法及びその調達額については現時点で未確定であることから、今後当社にて確認ができ次第、速やかに開示いたします。

10. 定時株主総会に係る基準日後株主への議決権付与の有無について

当社は、本新株予約権の行使により発行される新株式に対し、平成26年6月25日開催予定の第34期定時株主総会に係る議決権を付与いたしません。

従いまして、当該定時株主総会に係る基準日後に本新株予約権の行使により新株式を取得した株主様は、当該定時株主総会において当該新株式に係る議決権を行使することはできませんので、ご留意ください。

11. 上場廃止基準の抵触の可能性について

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、(i)平成26年4月1日から本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日までの月間平均時価総額が9.3億円（※1）、(ii)本新株予約権の発行決議日前営業日の時価総額が8.9億円（※2）であり、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの当社普通株式の終値の月間平均株価及び平成26年4月30日の当社普通株式の終値の双方が191円を超えない場合は、平成26年5月1日から上場廃止に係る猶予期間入り（時価総額基準）（※3）となる予定です。また、平成26年5月1日から上場廃止に係る猶予期間入り（時価総額基準）となった場合には、平成27年1月末日（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面（以下「事業計画改善書」といいます。）を平成26年7月末日までに東京証券取引所に提出しない場合にあっては、平成26年7月末日）までに、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上にならないときは、上場廃止になります。

仮に、誠に遺憾ながら、平成26年5月1日から上場廃止に係る猶予期間入り（時価総額基準）となった場合であっても、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する提出期限である平成26年7月末日までに、事業計画改善書を提出する意向であることから、当該事業計画改善書が提出され、かつ、東京証券取引所によって事業計画改善書の内容が相当であると認められた上で、平成27年1月末日までに毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となれば、上場廃止の猶予期間からの解除がなされることとなります。

当社は、本日付「固定資産の減損損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたし

たとおり、平成 26 年 3 月期の通期連結営業損益は 281 百万円の損失、同当期純損益は 1,400 百万円の損失を予想しており、その結果、3 期連続の営業損失及び当期純損失を計上する見込みです。当社普通株式の現在の株価水準は、純資産額（平成 25 年 12 月 31 日時点の 1 株当たり純資産額約 706 円）を大きく下回っている状況にあります。当社は、現在の株価水準は近年の業績結果を強く反映したものと理解しており、業績を回復させること、さらには業績拡大への確かな道筋を示していくことが何よりも必要であると認識しております。当社は、これまでも、「ディスク事業の収益回復と業務の多様化による収益確保」を基本方針に経営再建計画（ALM2013）を策定し、業績回復を図ってまいりましたが、光ディスク事業の市場環境の変化が想定よりも早く進んだこと等から実現には至っておりません。なお、光ディスク事業の市場環境は、年々縮小傾向で推移してきましたが、スマートフォンやタブレット端末の台頭により、音楽映像分野における生産枚数が平成 16 年の 302 百万枚から平成 25 年には 189 百万枚と 10 年間で 40%も減少しました。また、当社においても、クリエイティブメディア事業のセグメント売上高が平成 17 年 3 月期の 1,697 百万円から平成 25 年 3 月期には 1,004 百万円と 40%の大幅減収となっており、平成 26 年 3 月期も減収の見込みです。このことから、コンシューマー分野における光ディスクが有するコンテンツ媒体としての役割は急激に低下する傾向にあると判断しております。そこで、前期までは当社役員のみで事業計画を策定してまいりましたが、経営環境の分析や抜本的な計画の見直し等が従来路線の延長線上だけに止まらないようにするため、今期は事業計画の策定に際し当社と利害関係のない第三者にアドバイザーとして参画していただき、当該アドバイザーからの視点も含め、事業の選択や人件費を中心とする固定費の削減等、痛みを伴う構造改革を含んだ実現性の高い再成長計画（ReGrowth 2014）を策定し、かかる計画に基づき早期に業績回復の実績を示すことで、株価の回復を図っている所存です。

- （※ 1）対象期間の日々の東京証券取引所における当社普通株式終値に、その日の上場株式数（自己株式を含みます。）を乗じて得た額の平均です。
- （※ 2）本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成 26 年 4 月 28 日の東京証券取引所における当社普通株式終値 171 円に発行済株式数 5,225,000 株を乗じて得た額です。
- （※ 3）東京証券取引所の有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a では、時価総額が 10 億円未満である場合において、9 ヶ月（事業計画改善書を 3 ヶ月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあつては、3 ヶ月）以内に 10 億円以上とならないときは、上場廃止となる旨規定されております。

12. 各株主様のお取引について

（1）各株主様のお取引

本新株予約権が割り当てられた株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得又は市場等を通じた本新株予約権の売却の何れかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続きにつきましては、本日付で公表いたしました「[「ライツ・オフアリング\(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て\)に関するご説明\(Q&A\)」](http://www.almedio.co.jp/ir_ro) (URL:http://www.almedio.co.jp/ir_ro) をご参照ください。なお、繰り返しになりますが、本新株予約権の無償割当てによる資金調達方法は、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するスキームとなっておりますので、この点、株主の皆様におかれましては、十分ご留意いただく必要がございます。

また、当社普通株式の単元株式数は100株であり、100個未満の本新株予約権について行使を行っていただいた場合は、その行使により交付される普通株式の数も100株未満となるため、結果として単元未満株式を取得することになります。単元未満株式は、議決権など、当社普通株式に係る権利の一部が制限

され、かつ、市場を通じて売却することもできませんので、ご留意いただく必要がございます。

(2) 外国居住の株主様による本新株予約権の行使について

外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下(※)にございます例外的措置を除き、制限させていただくこととなります。

外国居住の株主様に対する当該制限については、平成23年9月16日金融庁公表の「開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会報告～ライツ・オフリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～」を踏まえて、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしました。当社といたしましては、(i) 外国居住株主様の行使を認めた場合に履行する必要があり得る特定外国の証券当局(本日時点では、米国のみが該当する国であると判断しておりますが、これに限られません。当該判断は今後変更される可能性があります。当社が判断を変更した場合にはその旨お知らせいたします。)に対する登録等の手続(当該手続の有無及び当該手続の履行義務の有無に関する調査を含みます。)に係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(ii) 本件においては、仮に外国居住株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れること等を勘案すると、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。なお、かかる検討に際しては、二重橋法律事務所(東京都千代田区 代表弁護士 大塚和成)より、本件における外国居住株主による新株予約権の行使制限は、日本法上も適法であると考えられる旨の法律意見書を取得しております。

※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日(各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。)から7営業日前までに、当該権利行使に係る株主様(実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者)が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供いただき、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認できた場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かにかかわらず本新株予約権の行使を認めさせていただく場合がございます。その場合には、当社よりその旨を書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行っていただくこととなります。

上記の例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社の問い合わせ先(電話番号:0120-785-966(又は042-397-2359))までお電話でご相談ください。なお、当社の意向にかかわらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性はございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問い合わせください。

13. 本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様及び投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社様までお問い合わせください。お取引先のある証券会社様で本新株予約権の買付けに係る取次業務を受付けていない場合には、当該業務を受付けている他の証券会社様に新たに口座を開設していた

だく必要があります。詳細につきましては、本日付で公表いたしました「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」の「4 新株予約権の売買について知りたい」をご参照ください。

また、手続きの概要及び本新株予約権の買付けの取扱いを行う証券会社につきましては、当社IRサイトにて随時公開いたしますので、併せてご確認ください。

当社IRサイト http://www.almedio.co.jp/ir_ro

14. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績（連結）

① 最近3年間の業績（連結）

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（千円）	2,587,041	2,259,496	2,049,053
営業利益（千円）	82,698	△292,510	△308,568
経常利益（千円）	81,661	△259,560	△278,546
当期純利益（千円）	51,171	△449,831	△450,189
1株当たり当期純利益（円）	10.71	△94.31	△94.39
1株当たり配当額（円）	10.00	10.00	5.00
（うち1株当たり中間配当額（円））	(5.00)	(5.00)	(0.00)
1株当たり純資産（円）	960.95	856.22	765.50

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. △は損失を示しております。

② 平成26年3月期第3四半期累計期間の業績（連結）

会計期間	平成26年3月期 第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高（千円）	1,282,227
営業利益（千円）	△243,745
経常利益（千円）	△213,035
当期純利益（千円）	△310,270
1株当たり当期純利益（円）	△65.05

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. △は損失を示しております。

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(3) 最近の株価の状況

① 過去3年間の状況

	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期
始値 (円)	308	249	221
高値 (円)	334	265	288
安値 (円)	195	194	134
終値 (円)	249	223	160

② 最近6ヶ月の状況

	平成25年 11月	平成25年 12月	平成26年 1月	平成26年 2月	平成26年 3月	平成26年 4月
始値 (円)	176	176	228	183	169	188
高値 (円)	183	236	235	183	233	189
安値 (円)	171	174	181	159	168	165
終値 (円)	174	235	184	172	184	171

(注) 平成26年4月の状況については、平成26年4月1日から同年4月28日までの期間の株価を参照しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年4月28日
始値 (円)	171
高値 (円)	172
安値 (円)	166
終値 (円)	171

以上

※ご注意

本書面（参考書面を含みます。）は、当社の第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面及び平成26年4月30日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書面には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書面の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書面に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、また、かかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社アルメディアオ 第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の割当ての方法

新株予約権無償割当ての方法により、平成26年5月13日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

3. 本新株予約権の総数

株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数とする。

4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成26年5月14日

5. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式1株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、110円とする。

(3) 本新株予約権の行使期間

平成26年6月19日から平成26年7月11日までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。
- (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以上